

令和7年度 第12回天童市農業委員会総会 会議録

令和8年3月13日（金）午前10時 第12回天童市農業委員会総会を市役所5階大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野 真	2番	齋藤 照一
3番	五十嵐 晋	4番	清野 貢市
5番	矢野 美佐子	6番	今野 滋
7番	三宅 藤義	8番	高橋 昭義
9番	白田 好之	10番	大石 吉隆
11番	山崎 紀子	12番	小川 晋
13番	武田 仁	14番	五十嵐 慶一
15番	須藤 隆司	16番	富樫 秀幸
17番	松田 康政	18番	荒沢 亨
19番	佐藤 悦雄		

2 欠席委員

3 出席職員

事務局長	花輪 達也	事務局長補佐	澤 章子
副主任	小川 順一	主 事	海老名 美咲
主 事	花輪 大夢		
(説明職員)			
経済部農林課			
課長補佐	鈴木 伸治		
兼 農政係長			

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

広報編集委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答に

ついて（報告）」

「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」

「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

第6 議 事

承認第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 第38号 農地法第3条の規定による許可について

議 第39号 農地法第5条の規定による許可について

議 第40号 令和7年度第7回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

議 第41号 地域計画変更申し出に係る意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 　　ただ今より、去る3月6日付け天童市農業委員会告示第3号をもって招集した令和7年度第12回天童市農業委員会総会を開会します。

　　本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。

　　本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち承認第18号、議第38号及び議第40号は、集約説明とします。

　　本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

　　（異議なしの声）

議 長 　　御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 　　**日程第3** 議事録署名委員の指名を行います。

　　15番 須藤 隆司 委員

　　16番 富樫 秀幸 委員

両委員にお願いします。

議 長 日程第4 委員長の報告を求めます。五十嵐慶一広報編集委員長。
五十嵐委員 はい。報告します。去る2月18日に第4回広報編集委員会を開催いたしました。内容は、皆さんの今お手元にある農委広報132号の校正についてです。完成した広報誌を皆さんのお手元に配付いたしましたので、後ほど、御覧いただきたいと思います。以上報告いたします。

議 長 日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。
事務局長 はい。総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。
2月13日開催の令和7年度第11回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。
続きまして、総会資料を御覧ください。
1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について（報告）」でございます。件数6件、合計面積14,209㎡でございます。
2ページ、「農地改良（畑地への変更等）届出受付状況報告書」でございます。件数1件、合計面積3,000㎡でございます。
4～6ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数15件、合計面積148,253.82㎡でございます。
7ページ、「農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について」です。件数1件、合計面積573㎡でございます。
以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局長から事務処理報告がありました。皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議 長 質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長 日程第6 議事に入ります。

承認第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。総会資料8ページ、集約したものが次第の2ページに載っております。承認第18号農地法第18条第6項の処理状況について、概要を申し上げます。貸人の都合によるものが田・畑合わせて22,797㎡、合計10件の筆数であります。借人の都合によるものについては、全て田んぼなんです、7,916㎡の2件であります。詳細については総会資料を御覧いただきたいと思っております。以上です。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
承認第18号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、承認第18号は承認することに決定しました。
ここで議長を交代します。
(佐藤委員 退室)

職務代理 それでは会長関連の申請がありますので、議長職を交代して進めさせていただきます。

議第38号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。総会資料11ページ、集約したものが次第の3ページになります。議第38号農地法第3条の処理状況について申し上げます。所有権を移転するものについては、売買が6件で5,163㎡。次に賃貸借権の設定につきましては、合計で159,455㎡、全て設定で件数が44件となっております。使用貸借権の設定につきましては1件で4,354㎡となっております。なお、賃借権の設定については集積からの借換えというようなものがほとんどでございます。以上です。

職務代理 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番と2番は私ですが、集積事業の満了ということで、事由のとおり

で問題ございません。

続きまして3番から12番まで齋藤委員、お願いします。

齋藤委員

はい。3番、受人の■■■■さんは事由のとおり期間満了による事業の更新でありますので問題はありません。4番、5番、6番、受人の■■■■さんも事業期間満了による事業更新でありますので問題はありません。7番、受人の■■■■さん、これも事業期間の満了による更新でありますので問題はありません。8番の受人、■■■■さん。渡人の■■■■さんが高齢のため事由のとおり賃借権の設定を行うものでありますので問題はありません。9番、10番、受人の■■■■さんは規模拡大のため売買による農地取得をするものであり、問題はありません。11番、受人の■■■■さんは事由のとおり事業期間満了による更新であり問題はありません。12番、■■■■さんは事由のとおり規模拡大のため賃借するものでありますので、問題はないと思われま。以上です。

職務代理

はい。続きまして13番清野委員。

清野委員

はい。事由のとおり問題ありません。よろしくお願いします。

職務代理

はい。続いて14番から18番、白田委員お願いします。

白田委員

はい。14番から18番まで、事由のとおり間違いありませんので、何の問題もありませんので、お願いします。以上です。よろしく申し上げます。

職務代理

はい。続いて19番私のほうから説明します。

受人の■■■■くんは昨年度新規就農しまして、ただ今農地を規模拡大しているところでありますので、問題ありません。

続きまして20番、21番五十嵐委員。

五十嵐晋委員

はい。20番、21番、事由のとおりでございます。問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

職務代理

はい。続きまして22番から26番まで大石委員お願いします。

大石委員

はい。22番から26番まで、事由のとおり満期によります契約の更新ということでございます。何ら問題ございません。よろしく申し上げます。

職務代理

はい。27番から30番を荒沢委員。

荒沢委員 はい。事由のとおり問題ございません。ただ30番の借主の■■■■さん、この方高齢で農業の縮小しますけれども、ここの畑だけは更新してやっていきたいということですので、このまま継続って恰好でよろしくをお願いします。

職務代理
松田委員 31番から34番松田委員。

松田委員 はい。私のほうから31から34番まで御説明させていただきます。事由のとおり集積の更新になります。何ら問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

職務代理
須藤委員 はい。続きまして35番から37番須藤委員をお願いします。

須藤委員 はい。まず35番でございますけれども、渡人の■■■■さん、高齢化の為に事務局を通して紹介あった物件でございます、王将果樹園のほうでやるってことで問題ございません。36番は期間満了のための更新でございます。37番に関しましては兩名とも東根の方なんですけれども、■■■■さんが規模拡大ということで記載の通り問題ございません。以上でございます。お願いします。

職務代理
五十嵐委員 続きまして38から40番まで五十嵐委員。

五十嵐委員 はい。38番ですが、この中の2筆目、2,214㎡、これが実は今月の3月31日まで別の方が作ってるんですけども、今回、■■■■さん、これ同じ町内会で近所で田んぼもすぐ隣なので■■■■さんのほうに作っていただくということでもあります。問題ないと思います。それから39番、■■■■さんは高揃でもナンバー3の稲作の受託農家ですので、それで集積事業の満了のための更新であります。それから次の40番、山形市の方ですが、この方も事業期間満了のための更新ですので問題ありません。以上です。

職務代理
三宅委員 はい。続きまして41番から47番まで三宅委員をお願いします。

三宅委員 はい。集積事業の期間満了っていうことで何ら問題ございませんのでよろしくをお願いします。

職務代理
高橋委員 はい。続きまして48から49高橋委員をお願いします。

高橋委員 はい。48番49番とも事由のとおり問題ないと思われれますのでよろしくお願いいたします。以上です。

職務代理 続きまして50番51番武田委員お願いします。

武田委員 はい。50番51番ですけども事由のとおり問題はございません。よろしくお願いいたします。

職務代理 ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

職務代理 ないようですのでお諮りいたします。
議第38号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

職務代理 御異議なしと認め、議第38号は、許可することに決定しました。
ここで議長職を交代します。
(佐藤委員 入室)

議 長 議第39号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第39号、農地法第5条の規定による許可について説明します。
総会資料26ページを御覧ください。次第に沿って説明します。
番号1、大字久野本字日光 [REDACTED]、外1筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積1,065㎡。農地区分 3種。譲受人・譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 特定建築条件付売買予定地(3区画)1,045.89㎡。
番号2、大字乱川字東原 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに畑。面積286㎡。農地区分 2種。貸人・借人は総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的 一般住宅63.76㎡。
番号3、大字川原子字谷地中 [REDACTED]。地目 台帳田、現況畑。面積159㎡の内99㎡。農地区分 1種。貸人・借人は総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的は携帯電話基地局建設の工事用地になります。面積54㎡です。
また、総会資料27ページから28ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議 長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1 番仲野委員。

仲野委員

1 番の場所についてですけれども、両隣とも宅地が建っておりまして、さらにその北側のパイオニアの右側にあたるんですけれども、そこも大規模な宅地造成を現在しているところがございますので、致し方ないと判断し、許可相当ということになりました。よろしくお願ひします。

議 長

2 番小川委員。

小川委員

はい。2 番につきましてですが、27 ページの地図②を見てもらえば分かると思いますが、畑の中に宅地という形になっておりますが、宅地が点在してきた場所であります。何ら問題ないという判断をしております。よろしくお願ひします。

議 長

3 番須藤委員。

須藤委員

はい。先ほど事務局のほうからも若干説明あった通り、楽天モバイルの無線基地局建設するというところで、その工事用の土地ということであがってきた物件でございます。法的にも1 年間の限定の転用だということ、法的にも問題ございませんので何ら問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議 長

続いて、調査会委員の説明を求めます。

大石 吉隆委員。

大石委員

はい。今月の3月5日、私と白田委員、転用調査を行いました。地元の農業委員の立ち合いのもと調査した結果、何ら問題はないということでご報告いたします。以上です。

議 長

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長

お諮りいたします。

議第39号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

御異議なしと認め、議第39号は許可することに決定しました。

議 長

議第40号「令和7年度第11回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

仲野委員 はい。関連ございますので退室させていただきます。

(仲野委員 退室)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第40号、令和7年度第11回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の29ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。30ページから39ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積132,451.05㎡、出し手23件、受け手8件、筆数は80件です。次に利用権を再設定するものについては、合計面積12,614㎡、出し手2件、受け手2件、筆数は6件です。最後に所有権を移転するものについては、合計面積7,678㎡、出し手2件、受け手2件、筆数は3件です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。

(質問なし)

議長 お諮りいたします。

議第40号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第40号は、原案のとおり権利設定することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

(仲野委員 入室)

議長 議第41号「地域計画変更申し出に係る意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。

課長補佐 はい。農林課の鈴木でございます。地域計画の変更につきまして、今年1月後半にですね、各地域で座談会を開催させていただきました。そ

れに対しまして皆様から多大なる御協力と御参加をいただきまして誠にありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。

議第41号、地域計画変更申し出に係る意見について御説明いたします。農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく地域計画の変更について、同条第6項の規定により当農業委員会に意見書をお願いするものでございます。詳細については別紙の資料になります。令和7年3月、ちょうど1年前、昨年度に作成しました地域計画につきまして、今回令和7年度末の更新をかけたものでございます。別紙資料1、計画とあと目標地図ということになっておりますが、この中で主に農業を担う者の一覧、あと目標地図色染めになっている部分の変更ということで全体的にかけたものになっております。具体的には令和7年度、農地中間管理機構、農地法3条を活用した農地の権利移動ですとか、1月に座談会を開いて各地域の方々から意見を伺ったことに関しての担い手の変更等色染めの変更等を行っているところでございます。なお、今回の更新をかけまして、当初作成したものから農地の面積が約128ha、農業を担う者として29人の増加というふうなことで変更となっているところでございます。以上で皆様からのご意見をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議長 お諮りいたします。
議第41号は、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 御異議なしと認め、議第41号は、原案のとおり変更することに「異議なし」として意見することに決定しました。

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるようお願いいたします。

議長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第12回天童市農業委員会総会を閉会

します。

午前10時30分 閉会